

渡嘉敷村景観計画

～ 住むひと、訪れるひと、幸せを実感できる 景観碧島づくり ～



令和2年2月
渡嘉敷村

目 次

序章 策定方針等

1. 景観むらづくりとは	1
(1) 景観とは	2
(2) 景観むらづくりとは	2
2. 景観計画の基本的な考え方及び位置づけ	2
(1) 問題認識	2
(2) 景観計画策定の意義・役割	2
3. 計画の位置づけ	3
(1) 法的な位置づけ	3
(2) 本村における位置づけ	4
4. 計画の体系	5

第1章 渡嘉敷村における景観の特性と課題

1. 渡嘉敷村の概要	7
(1) 自然	7
(2) 歴史	8
2. 渡嘉敷村の景観特性と景観構造	9
(1) 景観特性	9
(2) 景観構造	10
3. 良好な景観形成に向けた課題	13
(1) 自然景観の課題	13
(2) 集落景観の課題	13
(3) 軸及び拠点の景観形成の課題	14

第2章 景観形成に関する方針

1. 景観計画区域の設定	15
2. 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	16

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1. 景観計画に基づく届出等の手続き	23
2. 届出の対象となる行為（届出対象行為）＜景観法第16条＞	24
3. 景観形成基準設定の考え方	26
4. 景観形成基準	26

(1) 建築物（建築物と一体となって設置する工作物を含む）	26
(2) 工作物	31
(3) 開発行為	32
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	32
(5) 木竹の伐採	33
(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	33
(7) 特定照明	33

第4章 景観づくりのためのその他の方針

1. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	35
2. 景観重要公共施設の指定の方針	36
3. 屋外広告物の表示等に関する事項	37
4. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	37
5. 自然公園法の許可の基準に関する事項	37

第5章 計画の実現化に向けた仕組み

1. 計画の実現化に向けた仕組みづくりの基本的な考え方	39
2. 法に基づく取り組みの推進	40
3. 自主的な取り組み	41
4. 地域防災計画との連携	43
5. 計画の見直し	43

参考資料

1. 渡嘉敷村景観計画策定の経緯	45
2. 渡嘉敷村景観計画策定委員会委員名簿	47
3. 渡嘉敷村景観形成助成金交付案	48
4. 色彩基準（マンセル値）の地区別一覧	49

序章 策定方針等

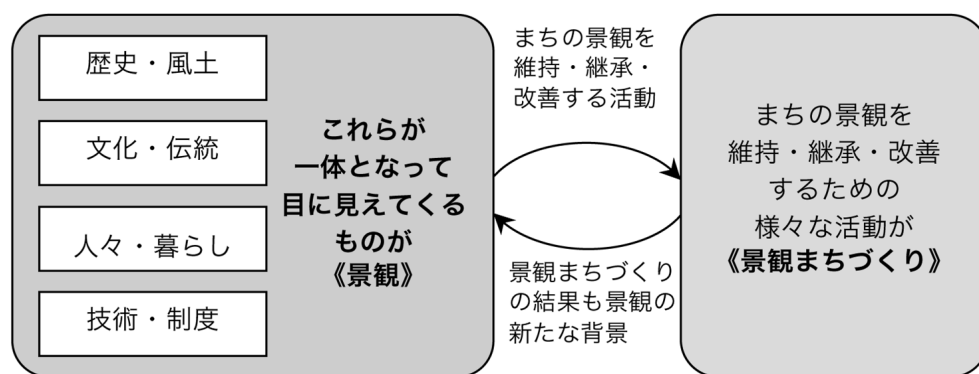
1. 景観むらづくりとは

(1) 景観とは

- 景観は、それぞれの地域ごとの歴史、地勢や生態系などの風土、文化や伝統、私達人ひとりの暮らしや経済活動等と、技術の進歩や法律等の制度などが背景となつてつくられるものです。
- 良好な景観は、地域の個性や特色をわかりやすく特徴づけるものであり、人々の地域に対する愛着やふるさと意識を育みます。
- 身の回りの景観の良さは、潤いある魅力的で豊かな生活環境の創出に貢献します。
- 美しく個性的な景観は、観光をはじめ、国内や世界各地との交流を活発にする役割を担います。

(2) 景観むらづくりとは

- 自分たちのむらの景観の魅力を楽しみ、貴重な資産として次世代に残せるように、わがむらの景観を維持・継承・改善するための様々な取り組みが行われています。それが景観むらづくりです。
- 景観むらづくりは、現在の良好な景観を大事に保全することだけでなく、現代的で美しく魅力的な景観を新たに作り出すことも含みます。
- 清掃や緑化など、日々の暮らしに根ざした、むらの景観を整えるための地道な活動も、良好な景観むらづくりに貢献しています。



資料：「市民景観まちづくりリーフレット」国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地・景観課

※上記は「景観まちづくりリーフレット」（国土交通省ホームページ）より一部抜粋して転載しています。

2. 景観計画の基本的な考え方及び位置づけ

(1) 問題認識

渡嘉敷村は、那覇市の西方約 32 km の洋上に点在する島しょの村です。慶良間諸島の中で最も大きい渡嘉敷島を中心に、前島、拝島（ウガンジマ）、中島、端島（ハテジマ）、離島（ハナリジマ）、ウン島、城島（グシクジマ）、儀志布（宜志布）島（ギシフジマ・ジイップジマ）、黒島、慶千瀬（慶伊千瀬、慶伊瀬、チービシ）、神山島、ナガンヌ島、クエフ島などの大小十余りの島々で構成されています。また、集落ごとに「地域の良さ＝豊かな景観資源」が多く育まれており、これらこそが地域の誇りや個性の基盤となっています。

隣接する座間味村も含めた慶良間諸島は、透明度の高い海域景観、多様なサンゴが高密度に生息するサンゴ礁、ザトウクジラの繁殖海域、多島海景観、白い砂浜、海食崖とそこに発達した風衝地特有の植生など、海と陸が連続した多様な景観を有していることから、平成 26 年 3 月 5 日（サンゴの日）に我が国 31 番目の国立公園として指定されました。今後は、これらのかげがえのない地域の宝を維持・継承・発展させる条件を整え、望ましい地域の暮らしと文化の姿の実現をめざしていくことが求められています。

その一方で今後、観光産業の活性化等による活発な開発が予測されることから、「地域の個性の継承・発展」との不調和が懸念されています。

このため、自然公園法を中心とした関連法を踏まえ、良好な景観形成の視点からの補完等によって、集落や地域にふさわしい規制誘導のあり方を構築していくことが期待されています。

(2) 景観計画策定の意義・役割

景観をテーマとした協働のむらづくりをすすめていくことは、地域の良さを再発見し、身近な生活環境の向上によって、地域への誇りと愛着を育むことであり、むらづくりそのものです。その意味では、景観計画のめざす方向は、「望ましい地域の暮らしと文化の姿の実現」といえます。

景観法は「美しい国づくり」をめざして、「良好な景観は、現在及び将来における国民共有の資産」とし、「地域個性と地域を愛する心の醸成」並びに「周辺景観との調和」が景観形成には不可欠として、平成 16 年にスタートしました。

県内市町村ではこれまでの県の支援もあって、多くの自治体で景観計画が策定されており、さらに県が主体となって地域における風景づくりに関わる人材育成に向けた支援を行う等、景観をキーワードとした地域づくりが広がっています。本村においても、法的背景を有する景観法に基づき、景観計画の枠組みについての村民の周知を広く図りつつ、望ましい地域の暮らしと自然環境の保全、歴史文化資源の保全活用及び産業の場が調和した、景観むらづくりを推進していくことが求められています。

3. 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は景観法第8条第1項に基づき、景観行政団体となった市町村等が「景観計画」として策定するものです。

景観計画では、良好な景観形成のために必要な事項を定めます。

具体的には、下表に示す4つの必須事項に加え、選択事項の5つの項目の中から必要に応じて追加し整理します。また、必須事項の「3. 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」では、『届出対象』や『景観形成基準』を具体的に定めます。

表一景観計画の基本的な枠組み

■景観計画に定める事項（法第8条第2項）

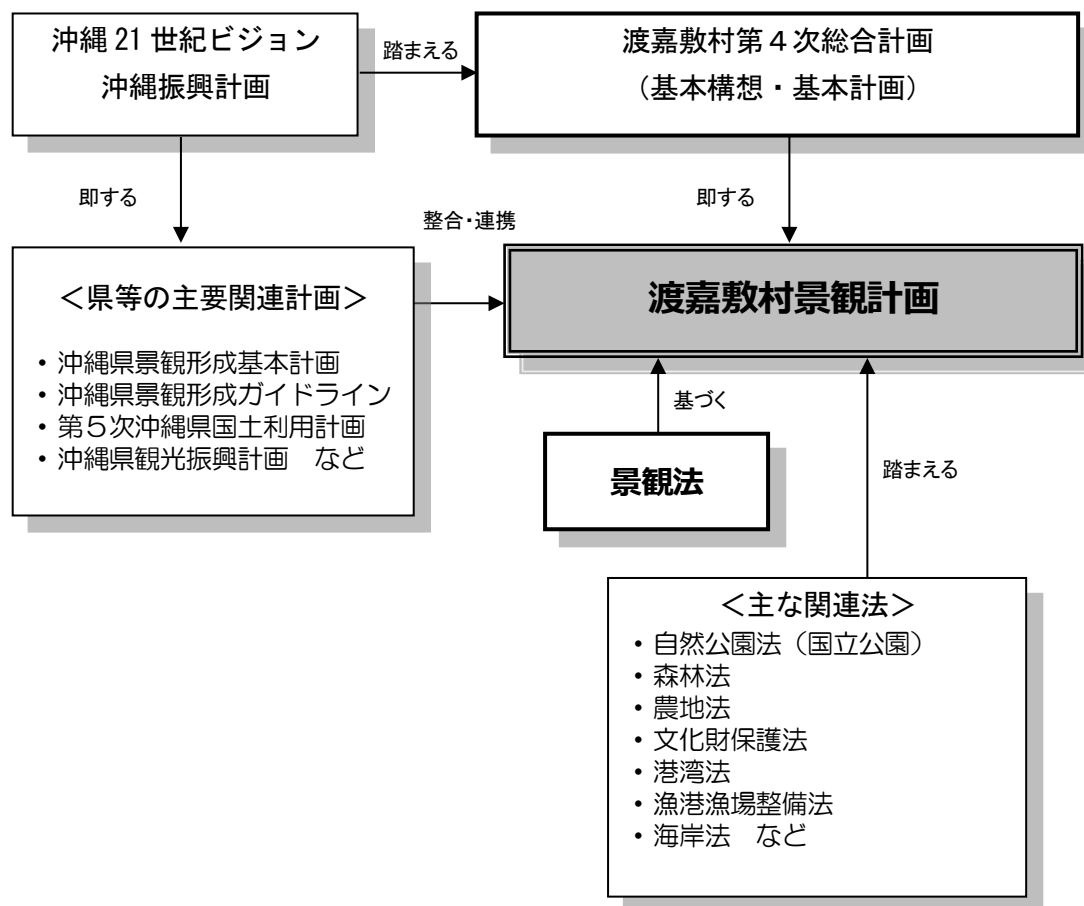
必須事項	選択事項（追加できる事項）
1. 景観計画区域 2. 景観計画区域における良好な景観形成に関する方針 3. 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 4. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（指定の対象がある場合に限る）	・屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 ・景観重要公共施設の整備に関する事項 ・景観重要公共施設の占用等の基準 ・景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項 ・自然公園法の許可の基準

■行為の制限に関する事項の内容の例

	建築物の建築等	工作物の建築等	開発行為
届出対象	・ 建築面積 10 m²以上 ・ 1/2 以上外観の変更等	・ 高さ 3 m 以上（擁壁等） ・ 高さ 13m 以上（電気供給塔等） ・ 太陽光パネル合計 50 m²以上等	・ 開発面積 300 m²以上 ・ 高さ 3m 以上等
景観形成基準	以下の項目から選択し、内容を規定 ・ 形態又は色彩その他の意匠の制限 ・ 高さの最高限度 ・ 色彩の基準（明度 8 以上彩度 2 以下、Y R（黄赤）、Y（黄）、N（無色）の色彩）等		以下の項目から選択し、内容を規定 ・ 切土・盛土の高さの最高限度 ・ 木竹の保全・植栽が行われる土地の面積の最低限度

(2) 本村における位置づけ

渡嘉敷村景観計画は、景観法第8条に基づく法定計画として定めます。景観計画は渡嘉敷村の景観に関する施策を総合的かつ体系的に示すものであることから、「渡嘉敷村第4次総合計画」に即するとともに、県の主要関連計画との整合・連携及び関連法を踏まえて策定します。



4. 計画の体系

本計画の構成は以下の通りです。

序 章 策定方針等

第1章 渡嘉敷村における景観の特性と課題

第2章 景観形成に関する方針

1. 景観計画区域の設定

2. 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1. 景観計画に基づく届出等の手続き

2. 届出の対象となる行為（届出対象行為）

3. 景観形成基準設定の考え方

4. 景観形成基準

第4章 景観形成づくりのためのその他の方針

第5章 計画の実現化に向けた仕組み

第1章 渡嘉敷村における景観の特性と課題

1. 渡嘉敷村の概要

(1) 自然

1) 地形

渡嘉敷島は、慶良間諸島最大の島で、南北に細長く広がる全体になだらかな丘陵地形であり、島で最も高い赤間山は海拔 227.3m となっています。海岸から山地部が形成されているため、山地が海岸まで押し迫り、海岸線のほとんどが歩行することが難しい状況です。谷斜面は基岩が露出し、急こう配な小段丘等の海食地形が発達しています。また、100～200m に達する海食断崖を形成している箇所もあり、雄大な海岸景観を有しています。水量は主要な谷部を除いて少ないことから、河川は発達しておらず、渡嘉敷集落へ流れる小規模な河川がみられる程度です。

海岸平地は、渡嘉敷、渡嘉志久、阿波連の各集落にみられます。砂浜は入り江となった各集落の海岸や島の北西海岸に発達しています。阿波連周辺では、砂岩からなる断崖があり、断崖には特徴的な風衝地に特有の植生が発達し、雄大な景観をつくりだしています。また、海域には裾礁が発達しており、美しいサンゴ礁の景観を形成しています。

2) 植生

渡嘉敷島の大部分を占めるリュウキュウマツ林は島の景観を代表し、その他にも様々な植生がみられます。海岸斜面や山地尾根部にリュウキュウチク林が発達しており、島の北部にはスタジイ林や高木性のリュウキュウマツがみられます。一方、島の南部や海岸線は島の風衝景観を特徴づけるビロウ林、マツ林及び常緑広葉低木林が広い面積にわたって生息しており、ビロウがまとまって生息している場所もあります。海岸植生は貧弱で、砂浜に隆起サンゴ礁上の植物群落がわずかにみられます。

3) 海域

慶良間諸島の周辺海域は透明度が高く、高密度にサンゴ礁が発達し、ケラマブルーと称され、日本有数の美しい海域景観を有しています。テーブル状、枝状、角状、塊状等の造礁サンゴが高い密度で分布しており、特に、渡嘉敷島西岸には、テーブル状、枝状のミドリイシが著しく発達しています。また、周辺海域は、沖縄島のサンゴの幼生の供給源になっており、優れた海中景観ばかりでなく、学術的にも貴重な海域です。近年、オニヒトデの大発生やサンゴの白化等による影響を受けましたが、地元住民による地道な活動等により、サンゴ礁が守られてきた経緯があります。

※上記の「1) 地形」、「2) 植生」、「3) 海域」は「慶良間諸島国立公園指定書及び計画書」（平成 26 年 3 月 5 日、環境省）より一部抜粋して転載しています。

（２）歴史

周りを海に囲まれた渡嘉敷では古くから海を渡って交易を行い、琉球王朝時代には多くの男たちが進貢船や借船の乗組員として活躍しています。

江戸時代には、江戸幕府の統制力の拡大を背景に幕藩体制に組みこまれ、座間味間切の番所に役人（在勤官）が駐在し、地頭代以下の地方役人らに指示して渡嘉敷、座間味両間切の行政を監督していました。

その後、明治の廃藩置県で沖縄県がおかれ、地方制度の改正で沖縄県島尻郡渡嘉敷村となり、間切長は村長に改称されました。また、鰹漁業の導入や慶良間薪（キラマダムン）の生産で活況を呈しました。

1941 年（昭和 16 年）12 月太平洋戦争が勃発し、1945 年（昭和 20 年）3 月 23 日の正午過ぎから始まった米軍艦載機の空襲では集落のほとんどが焼失し、全島が山火事となりました。終戦後、27 年間にわたり米軍の施政権下におかれ、この頃から活況を呈した鰹漁は徐々に衰退し廃業へと向かっていきました。

1978 年（昭和 53 年）に、渡嘉敷村は沖縄海岸国定公園に指定され、内海の美しい眺めと海中景観を求めて全国から観光客やダイバーが集うようになりました。さらに、2014 年（平成 26 年）3 月には隣接する座間味村とともに慶良間諸島国立公園に指定されて、国内のみならず海外からも多くの観光客が訪れる地域となっています。

2. 渡嘉敷村の景観特性と景観構造

(1) 景観特性

本村の地形や歴史・文化、生活文化等を背景に「海と島々の景観」、「歴史文化景観」、「人と暮らしの景観」の3つの特性に整理しました。

1) 海と島々の景観

本村と隣接する座間味村を含めた慶良間諸島周辺は、透明度の高い海域景観、多様なサンゴが高密度に生息するサンゴ礁、ザトウクジラの繁殖海域、多島海景観、白い砂浜、海食崖とそこに発達した風衝地特有の植生など、海と陸が連続した多様な景観を有しており、これらは本村の最も特徴的な景観となっています。

①海岸・海域の景観

本村を構成する島々には、海食断崖や奇岩が露出する海食地形、砂浜を主体とする円弧を描く緩やかな海浜等、様々な表情の海岸線がみられ、その背景にはケラマブルーと称される透明度の高い海域が広がっており、村内外の多くの人に愛される景観となっています。

②丘陵の景観

渡嘉敷島は標高約 220mの赤間山を中心とした丘陵地で構成され、ケラマツツジやヤマモモなど季節の移ろいを感じながら緑の中を歩く「照山園地遊歩道」、風衝植生のリュウキュウマツ越しの海の景色を見ながら白い砂岩の歩道を歩く「見花原遊歩道」が整備されています。また、各集落は緑の丘陵と一体となっており、丘陵の風景は村民生活において身近な景観となっています。

2) 歴史文化景観

地域の中で古くから信仰の対象として大切にされてきた拝所、赤瓦葺きの家屋等はいかたの集落の様子を現在に伝える歴史文化景観となっています。

また、各区で実施されている伝統行事や交流イベントは、村民等に親しまれている大切な歴史文化景観の一つとなっています。

①かつての集落の記憶を留めている景観

本村はかつて日本有数の鰹漁が盛んな地域として発展し、集落内には次々と赤瓦葺の家屋が建つようになりました。村内には、活況を呈した鰹漁が盛んな時代に建設された赤瓦屋根の家屋や拝所等の文化財が残されています。

②祭祀・祭りの景観

本村には、年間を通して行われる様々な神事や伝統行事が各集落に受け継がれており、豊漁や航海の安全を海の神に祈る海神祭や、阿波連集落のハーリー、大綱引き等の伝統

行事がみられます。

また、近年は交流イベントとして開催されているとかしきマラソン等には、県内外から多くの人が参加しています。

3) 人と暮らしの景観

村民の生活の場である集落域は、本村の景観を形成する主要な要素の一つとなっています。また、港ターミナルや役場等の公共施設は利用者の多さや施設規模の大きさ等から、本村の景観形成に大きな影響を与える要因となります。

①集落景観

本土復帰後、台風被害への対応や建築資材の調達のしやすさから、赤瓦葺き家屋からコンクリート造家屋が主流となったこと、集落内での自動車利用に配慮し屋敷囲いがブロック塀になったこと、観光産業の振興に伴う観光関連事業所の増加等によって、本村の集落景観は大きく変化しています。その一方で、敷地の区割りや道路幅員等は概ね伝統的な形態を維持しています。

②公共施設

港ターミナル、道路、役場等の多くの人が訪れて利用する公共施設は、村民だけでなく本村を訪れる観光客にとっても大きく印象に残る存在であり、地域の景観を牽引する役割を担っています。

(2) 景観構造

これまで整理した景観特性に基づき、それぞれを特徴づける景観の大きなまとまりとして、「地形的・面的なまとまり」、「眺望景観」、「景観軸」、「拠点的な景観資源」の4つの要素によって整理を行います。

1) 地形的・面的なまとまり

①低地・集落エリア

海岸に面した平坦地に集落が発達しており、その後背地に農地がみられる箇所もあります。集落の背後の緑豊かな丘陵地とも相まって、のどかな集落景観を形成しています。

②丘陵地エリア

赤間山を中心に標高 200m程度の丘陵地で構成され、それぞれの立地特性に順応した植生によって季節の移ろいを体感することができます。これら丘陵地の景観を背景に集落景観が広がる等、本村の景観構造の土台的な要素となっています。

③海岸・海域エリア

本村は、渡嘉敷島を中心に大小十余りの島々からなる島しょ村であり、険しい断崖や

緩やかな円弧を描く海浜等の多様な表情を持つ海岸線及び慶良間諸島国立公園に指定されている海域を含めたエリアは、本村の景観構造の中でも最も土台となる要素となっています。

2) 眺望景観

①展望台等からの眺望

透明度の高い海の中に広がる多島海景観は、本村の最も特徴的な景観資源であり、各所に設置された展望台やビーチ、道路等から、朝日や夕日、星空とともに一日中又は年間を通して美しい自然景観を望むことができます。

3) 景観軸

①海岸線軸

本村は、大小十余りの島々から構成されており、これらの外縁は険しい断崖や緩やかな円弧を描く海浜等、多様な表情を有する海岸線が景観軸として形成されています。

②移動景観軸

本村の道路は、県道、村道、農道、林道で構成されており、これらは村内外の多くの方々に利用されています。海岸線沿いの道路や丘陵地を抜ける道路には、美しいケラマブルーと称される海や丘陵地を眺望できる区間がいくつもみられます。また、道路の高低差や湾曲などによって変化のある景観を楽しむことができます。

4) 拠点的な景観資源

①公共施設

役場、港ターミナル、学校等は多くの方々が訪問や交流等を行う施設であり、地域のランドマークとなる建築物等が多くみられます。

渡嘉敷村景観構造図



3. 良好な景観形成に向けた課題

(1) 自然景観の課題

1) 海岸景観・海域景観の保全・修景

断崖や砂浜等の様々な表情をみせる海岸景観やその背景に広がる透明度の高い海域景観は、展望台や遊歩道等から望むことができます。

村内外の多くの人に愛される海岸景観・海域景観については、展望台からの眺望の保全を図る必要があります。また、海岸には漂着ゴミがみられることから快適で美しい海岸景観の修景が望まれます。

2) 緑の景観の保全

集落の背後には標高 200m程度の丘陵地が形成され、これらの緑は村民生活において身近な景観となっています。

しかし、集落周辺域では大規模開発や建築物等への厳しい規制が設けられていないことから、今後は無秩序な開発等への規制等により、緑の稜線の保全を図る必要があります。

(2) 集落景観の課題

1) 良好な集落景観の保全・修景

本村には、伝統的な赤瓦葺き家屋、フクギの屋敷林等で構成される緑豊かな昔ながらの集落景観が残されています。一方で、奇抜な色彩や形態の建築物、コンテナハウス等によって、集落景観が変化しつつあることから、このような状況を踏まえた景観形成に取り組む必要があります。

また、集落では水着で歩き回る観光客、ゴミやタバコのポイ捨て、倒壊しそうな家屋や草木が伸び放題の空き屋敷等の管理が不十分な敷地がみられることから、良好な集落景観の維持に向け取り組む必要があります。

2) 多様な歴史文化資源の保全・活用

本村は多様な歴史文化資源を有していますが、その由来や存在意義等を伝承できる説明板や案内板等の整備が十分とはいえない状況です。このため、それぞれの歴史文化資源の持つ背景や意味を理解し、その特徴を踏まえた上での保全・活用が求められています。

3) 地域の祭祀・祭り等の保全・継承

本村各地においては様々な祭祀等が受け継がれていますが、参加者の減少傾向がみられる等、後継者の育成や地域コミュニティの強化等による地域の祭祀等の保全・継承が課題となっています。また、近年は観光客等を巻き込んだ交流イベントも開催されており、継続的な開催に向けて取り組む必要があります。

(3) 軸及び拠点の景観形成の課題

1) 道路景観軸の保全・修景

一部の道路においては、路上駐車や屋外広告物が目立つ等、雑然とした景観となっていることから、路上駐車防止対策や屋外広告物の規制等、整然とした沿道景観の形成に向けた取り組みが必要です。また、林道等での家電等の不法投棄等もみられることから、適切な管理を行う必要があります。

2) 海岸線軸

本村においては、断崖や海浜をはじめ多様な表情を有する海岸線が景観軸として形成されており、引き続き、海岸線軸の眺望の保全を図る必要があります。また、砂浜やビーチ等において漂着ゴミ等がみられることから快適で美しい海岸景観の修景が望まれます。

3) 公共施設の景観形成の課題

役場、港ターミナル等の公共施設は、地域の景観を牽引する役割を担っていることから、公共施設の建築を行う際には、周辺景観への配慮を行うとともに渡嘉敷村の自然景観に馴染むよう工夫を行う必要があります。

また、港には不法投棄された車両や船舶等がみられ雑然とした景観となっていることから、これらの撤去等による整然とした環境整備が必要です。

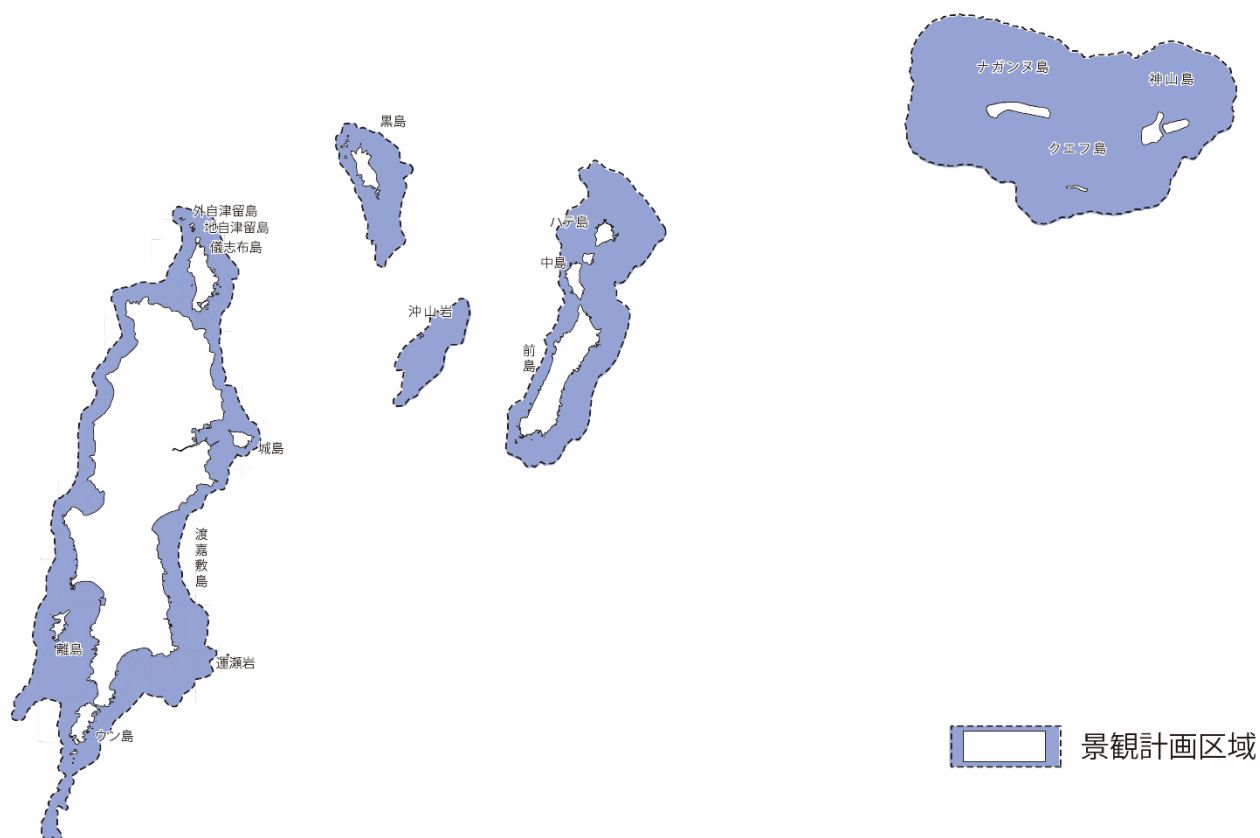
第2章 景観形成に関する方針

1. 景観計画区域の設定

景観計画は農山漁村や集落等を形成している地域及びこれらが一体となって景観を形成している地域及び土地（水面を含む）を区域に定めることができます。（景観法第8条第1項）

本村においては、島々及びその周辺海域でみられる多様な景観資源の保全・創出を図るため、景観計画区域を本村全域とし、さらに本村の海域景観の重要な要素である海域公園地区を含む範囲とします。

図一 景観計画区域



2. 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

(1) 景観形成の将来像

県都那覇市の西側約 32 k m の洋上に点在する渡嘉敷村は、慶良間諸島の中で最も大きい渡嘉敷島を中心に大小十余りの島々で構成されています。

透明度の高い海と高密度に発達した世界屈指のサンゴ礁、色彩豊かで多種多様な熱帯魚にいろどられた美しい海域景観で知られ、『ケラマブルー』と称される美しい海域景観を背景に、緑豊かな亜熱帯森林をはじめ風衝植生や砂岩等の多様な表情をみせる丘陵地、ダイナミックな地形を作る海食地形や白い砂浜等、独特な地形が創り出した豊かな自然景観を基本としています。

このような青と緑が結（つむ）ぐ美しい自然景観を背景に生業の風景が展開する中、集落には、コンクリート造の建築物等の近代的な要素が多くみられる一方で、屋敷林や石積み、赤瓦葺き等の伝統的な集落の構成要素が残っています。

また、地域で継承されている伝統行事や新たな交流イベントなどの景観資源もみられます。

本村の多様な景観資源を守り、育て、創造し、次世代へより望ましい形で引き継いでいくために、景観形成に関する将来像については渡嘉敷村第4次総合計画に位置づけられている将来像を踏まえ、以下のように定めます。

住むひとも、訪れるひとも、幸せを実感できる

**しま
景観碧島づくり**

(2) 景観形成に関する全体方針

将来像の実現に向け、本村における良好な景観形成に関する基本方針を以下に定めます。

1) 碧島^{しま}の風景をまもる

①自然景観、歴史文化景観をまもる

本村の誇りであり、村内外の多くの人々に愛されている『ケラマブルー』の海域景観やダイナミックな海食地形や海浜、緑深い丘陵地等、青と緑が結（つむ）ぐ美しい自然景観を保全します。また、各地に点在する文化財や地域の大切な空間として受け継がれてきた拝所等の保全及び適切な管理を行います。

さらに、各地域で受け継がれている伝統芸能や祭りの保存・継承に努めます。

②眺望点をまもる

透明度の高い海域景観やそこに浮かぶ多島海景観、多様な表情をみせる丘陵地等、村民をはじめ多くの人々の心をふるわす美しい自然景観への眺望を保全します。

2) 碧島^{しま}の風景をそだてる

①もてなしの景観をそだてる

本村の多彩で優れた景観資源を観光資源として活かすことで、地域活性化を図ります。また、地域一体となったイベントの開催や清掃活動、集落や沿道の緑化活動等をすすめることで、もてなしの景観を育てます。

②村民、事業者、行政等の連携による景観づくりをそだてる

景観づくりをすすめるためには、村民、事業者、行政等のそれぞれの主体が、自らの役割を認識し、相互に連携・協働しながら取り組む必要があります。そのため、良好な景観形成に関する各種情報の提供、普及に努め、村民等の意識醸成を図るとともに、主体的・継続的な活動を支援します。

行政内においては、景観法に基づく取り組みと併せて、自然公園法をはじめとした各種法制度や事業と連携した総合的・横断的な景観づくりをすすめます。

3) 碧島^{しま}の風景におさめる

①おさめる景観づくり

民間の大規模開発や公共施設の整備については、地域の自然景観や集落景観等を阻害しないよう配慮したおさめる景観づくりをすすめます。

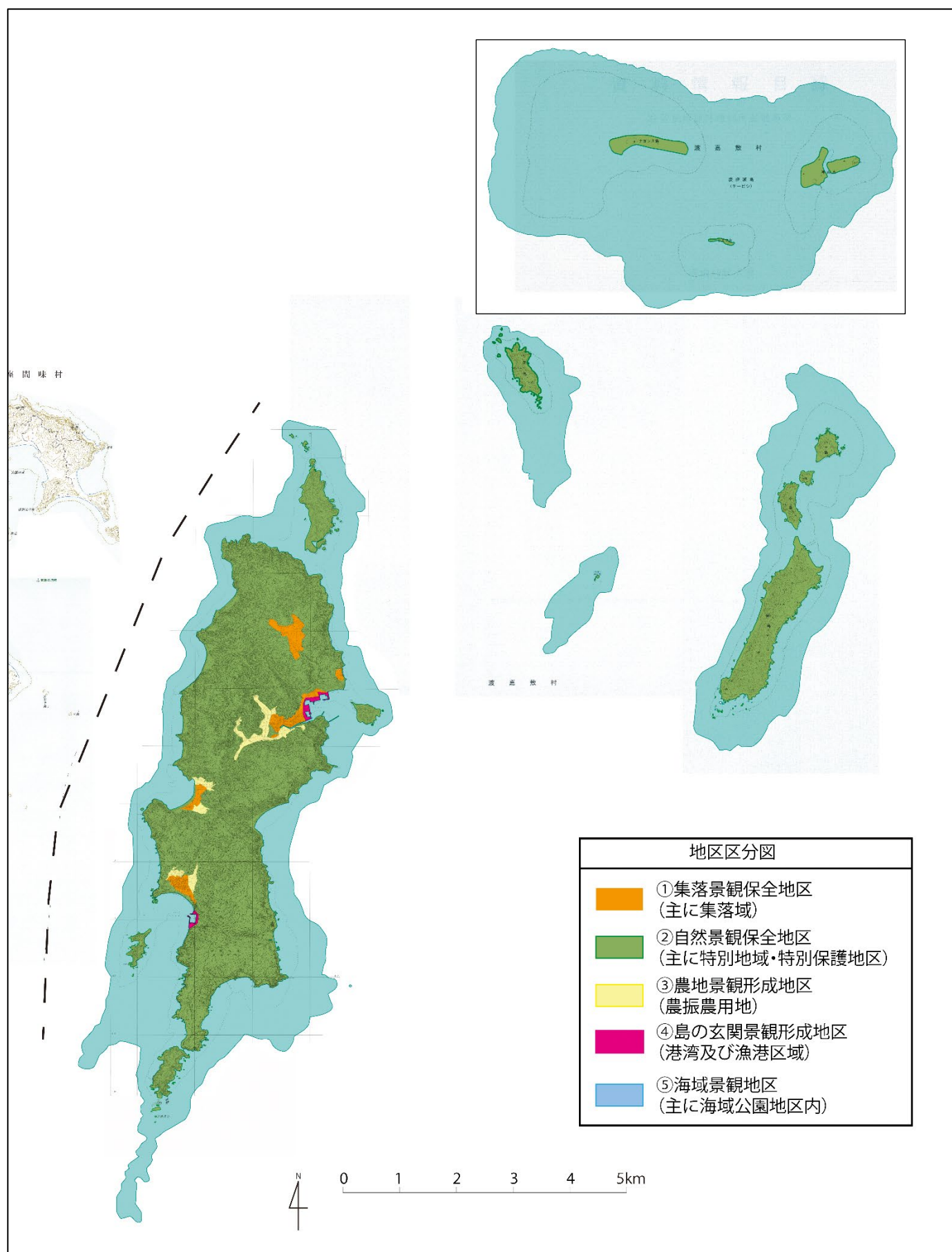
(3) 景観計画区域内の地区区分

将来像の実現に向け、土地利用の現状や法規制、景観特性等を踏まえて、景観計画区域を以下の5地区に区分し、それぞれの地区ごとに景観形成に関する基本方針を定めます。

1) 地区区分の考え方

地区区分	地区の範囲
①集落景観保全地区	○自然公園法において普通地域に指定されている区域 ○土地利用に関する法的規制がなされていない区域 ○陸域で下記の②～④の地区区分に含まれていない区域
②自然景観保全地区	○自然公園法において特別保護地区及び特別地域に指定されている区域 ○森林法に基づき保安林に指定されている区域 ○ナガンヌ島、クエフ島、神山島の陸域
③農地景観形成地区	○農業振興法に基づく農用地区域として指定がなされている区域のうち、「自然景観保全地区」を除いた区域
④島の玄関景観形成地区	○港湾及び漁港の区域
⑤海域景観地区	○自然公園法において海域公園地区に指定されている区域 ○港湾法に基づく港湾区域及び漁港法における漁港区域のうち、海域に位置している範囲

図一 景観計画区域における地区区分図



2) 地区区分別の景観形成方針

①集落景観保全地区

- 地域に残る赤瓦葺き家屋、拝所、石積み、集落全体の居住環境を向上させる屋敷林など地域の資源の保全に努め、伝統的な暮らしの風景づくりに取り組みます。
- 新たに建築物等の建築・建設等を行う際には、高さ、色彩等、周辺環境に調和するものとします。
- 空き家、空き屋敷については、地域活性化に資する活用を促すことで、伝統的な集落景観の保全・回復に取り組みます。
- 季節の移ろいを感じさせる樹木や緑の保全・育成を図り、暮らしに潤いと安らぎのある風景づくりに取り組みます。

②自然景観保全地区

- 慶良間諸島国立公園の特別保護地区及び特別地域においては、本来その地域が有している自然景観の保護を行うとともに、森林の適正管理に努め、良好な森林景観の維持に努めます。
- 緑の稜線、島々をとりまくケラマブルーの美しい海等への眺望の保全を図ります。
- 自然海岸を保全しつつ、イノーや島々が見渡せるよう、眺望を阻害する構造物の改善を図ります。
- 建築物等の建築・建設等を行う際には、緑の稜線を阻害しないよう、配置や規模、素材等に十分配慮したものとします。
- 海岸付近に建築物等の建築・建設等を行う際には、海への眺望を阻害しないよう、配置や規模等に十分配慮したものとします。
- 人々に潤いと安らぎを与える緑の稜線を活かした風景の保全・回復を図ります。
- 赤土流出防止対策、海岸保全施設等の改善等に努めるなど、本村の観光リゾートの魅力である美しい海岸線を活かした風景の保全・回復を図ります。

③農地景観形成地区

- 農地については、それぞれの特性に応じた農地景観の保全・育成に努めます。
- 建築物等の建築・建設等を行う際には、農地景観との調和に配慮したものとします。

④島の玄関景観形成地区

- 港湾や漁港については、島の玄関にふさわしい魅力的な景観形成に努めるとともに、自然景観や集落景観と調和した整備をすすめます。
- 新たに建築物等の建築・建設等を行う際には、高さ、色彩等、周辺環境に調和するものとします。

⑤海域景観地区

- 慶良間諸島国立公園の海域公園地区においては、本来その地域が有している自然景観の保護を図ります。
- 自然海岸を保全しつつ、イノーや島々が見渡せるよう、眺望を阻害する構造物の改善を図ります。
- 海域や海岸付近に工作物の建設や開発行為等を行う際には、自然景観との調和を図るとともに、海への眺望を阻害しないよう、配置や規模等に十分配慮したものとします。
- 赤土流出防止対策、海岸保全施設等の改善等に努めるなど、本村の観光リゾートの魅力である美しい海岸線を活かした風景の保全・回復を図ります。
- スキューバダイビングをはじめとした海洋レクリエーションなど、地域の経済活動と調和した自然海岸の保全・回復を図ります。

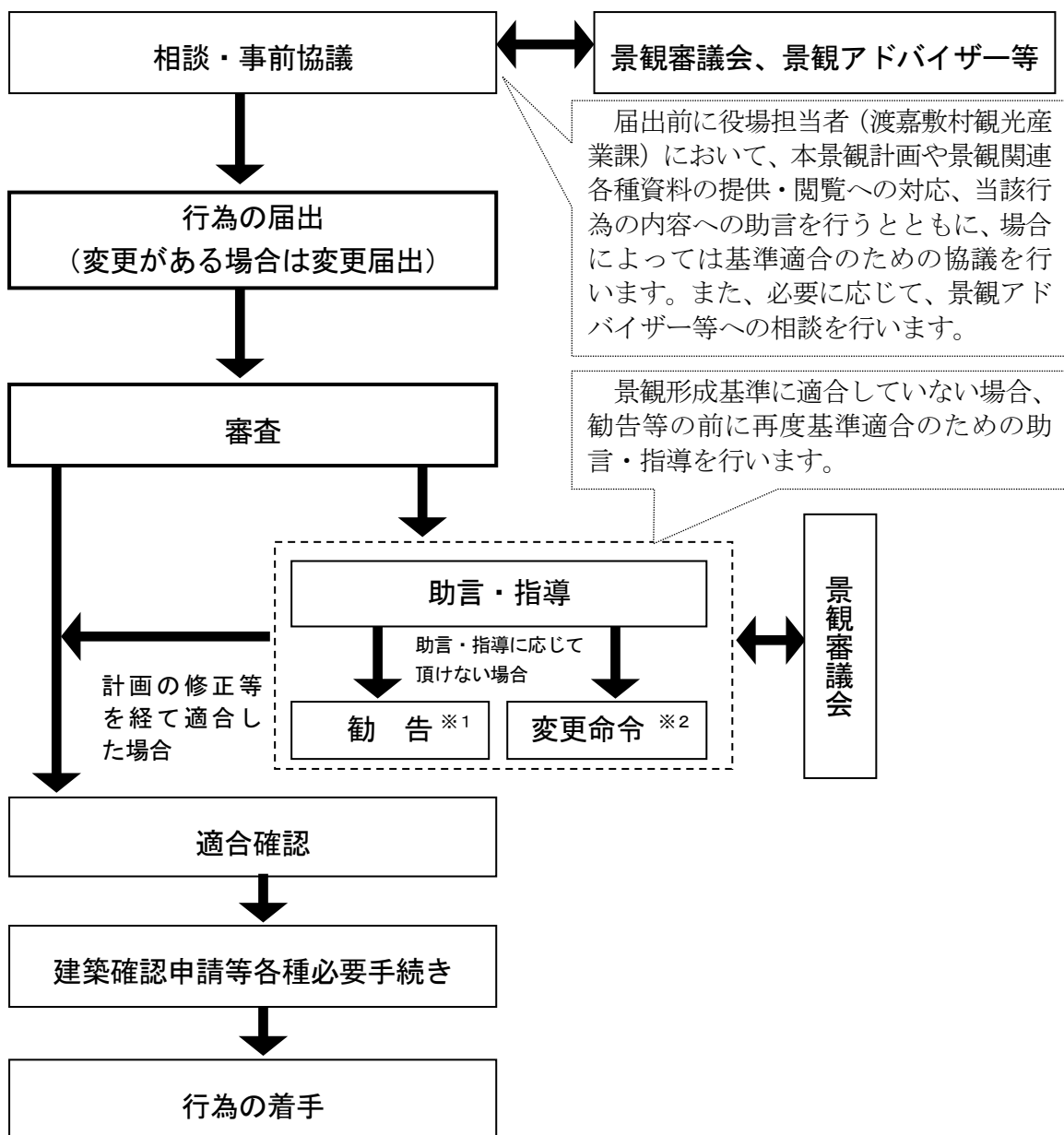
第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1. 景観計画に基づく届出等の手続き

景観計画及び景観条例が制定されると、一定の建築・開発行為等を行う場合、届出や審査等の手続きが必要となります。

なお、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、景観形成基準に適合しているか協議を行うものとします。

図一 景観法及び景観条例に基づく手続きの流れ



※1：届出に係る行為が景観計画に定められた景観形成基準に適合していない場合には、設計の変更など必要な措置をとるよう勧告することができる。

※2：変更命令は、届出対象行為のうち、特定届出対象行為（建築物・工作物の形態・意匠に関する行為）に適用される。

2. 届出の対象となる行為（届出対象行為）＜景観法第 16 条＞

本村においては、必須届出対象行為である建築物・工作物の建築・建設及び開発行為については、特段の事情がない限り、届出対象行為とします。

選択可能な届出対象行為については、「土地の形質の変更」、「木竹の伐採」、「屋外における物件の堆積」、「特定照明」を対象とします。

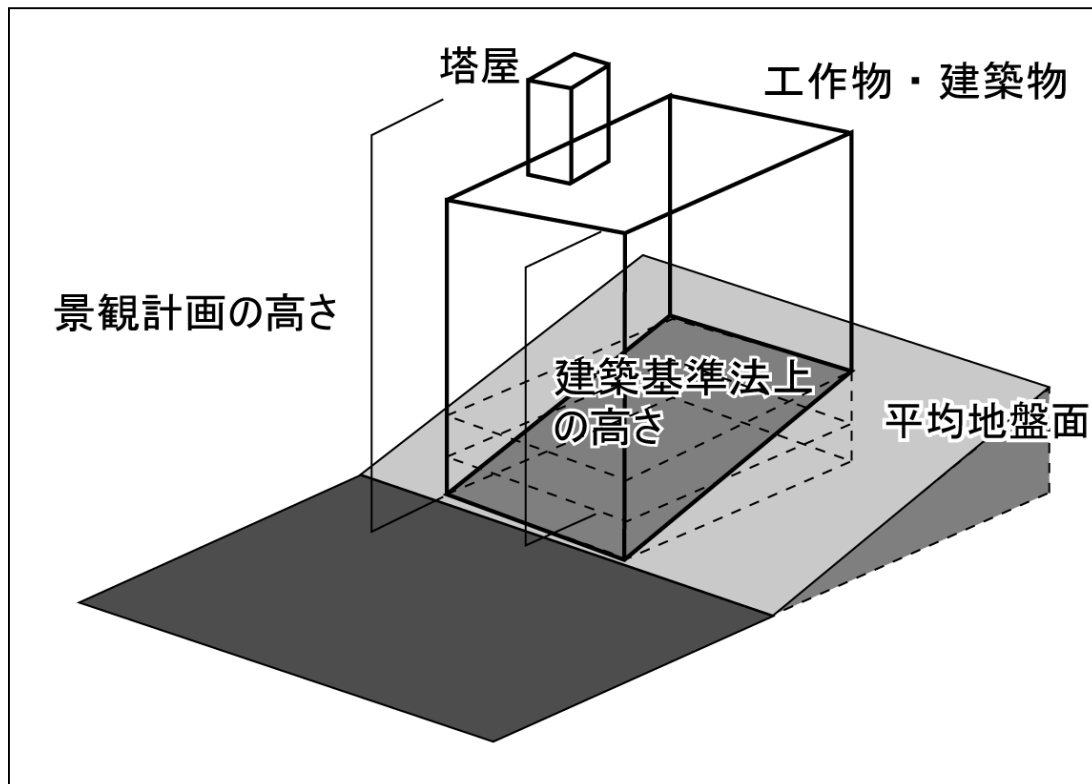
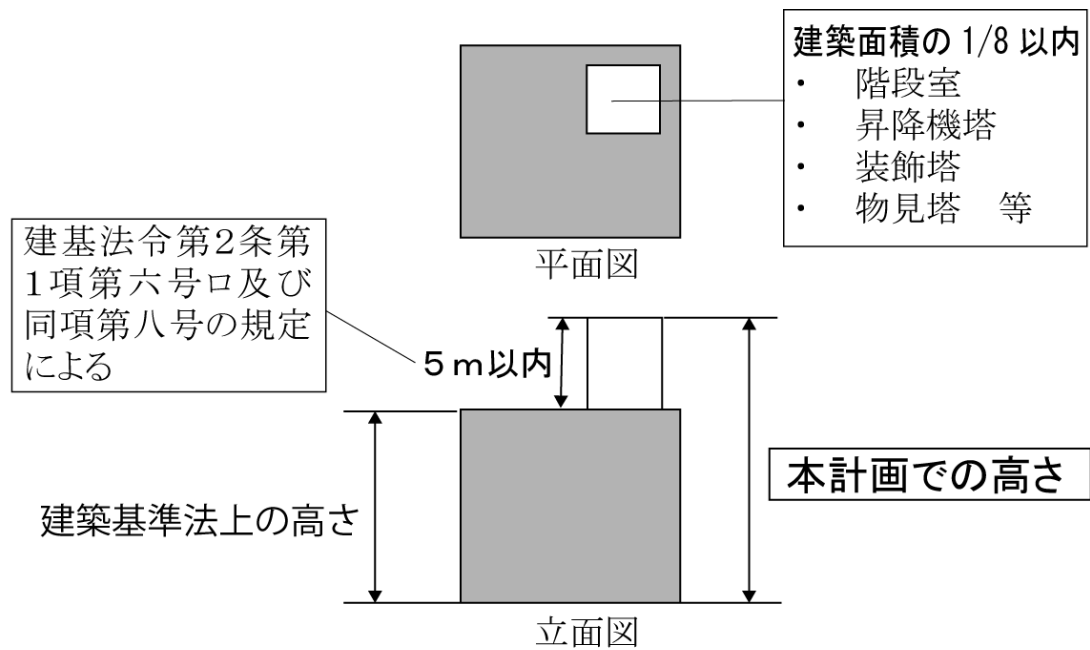
表一届出対象行為

対象となる行為	対象となる規模
1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 【特定届出対象行為※ ¹ 】	○建築面積が 10 ㎡を超える建築に関する行為 ○上記に該当する建築物のうち、外観の変更の範囲が 1/2 を超えるもの
2) 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 【特定届出対象行為※ ¹ 】	○高さが 3.0m を超える擁壁、垣（生垣を除く）、柵、塀その他これらに類するもの ○高さが 13m を超える電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線（その支持物を含む）その他これらに類するもの ○コンテナハウス、トレーラーハウスその他これらに類するもので、高さが 1.5m を超えるもの ○上記以外の工作物で高さが 10m を超えるもの ○海面の区域で船舶の係留施設又は港湾若しくは漁港の外郭施設で全延長が 50m を超えるもの又は高さが 2.0m を超えるもの ○上記に係る工作物の外観の変更の範囲が 1/2 を超えるもの ○太陽光パネル面積の合計が 50 ㎡を超えるもの
3) 開発行為	○土地の面積が 300 ㎡を超えるもの若しくは高さ 3.0m を超えるのり面が生じるもの
4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他の土地の形質の変更	○土地の面積が 300 ㎡を超えるもの若しくは高さ 3.0m を超えるのり面が生じるもの
5) 木竹の伐採	○土地の面積が 300 ㎡を超えるもの。但し、枯損した木竹の伐採、木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採等を除く
6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	○堆積の高さが 3.0m を超えるもの若しくは土地の面積が 300 ㎡を超えるもので、堆積の期間が 90 日以上のも
7) 特定照明（ライトアップなど）	○夜間に公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明の新設、増設、改設、移設、色彩などの照明方法の変更

※ 1：特定届出対象行為：景観法第 17 条第 1 項の規定により景観行政団体の条例で定める行為。特定届出対象行為について、景観計画に定められた形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者については、必要な限度において、設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。（変更命令）

＜参考資料＞

◆建築物の高さの考え方



3. 景観形成基準設定の考え方

建築物、屋敷囲いや屋外設備等、建築物と一体となって設置する工作物の外観は、地域の良好な景観形成を図る上で最も重要な要素となっており、地域の特性に応じた規制・誘導を図ることで、個性豊かな景観づくりにつながると考えます。このため、建築物に係る景観形成基準は地区区分ごとに設定します。

一方、単独で設置される工作物、開発行為、土地の形質の変更等に関する基準については、村内一律の基準とします。

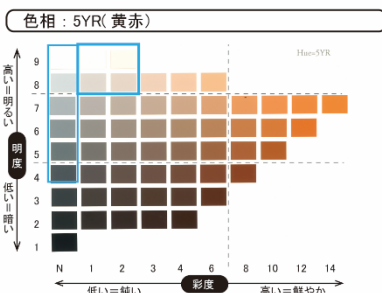
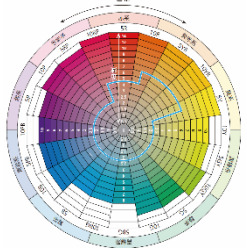
地域の特性や基本方針等を踏まえつつ、弾力的に誘導するための定性的な基準を定めるとともに、一部の項目については数値基準を設定することで、より明確な判断が行えるようにします。

4. 景観形成基準

(1) 建築物（建築物と一体となって設置する工作物を含む）

1) 集落景観保全地区

景観形成基準	
高さ・配置	①建築物の高さは、3階以下かつ13m以下とする。 ②建築物の高さは、集落の背後に控える山並みの稜線を乱さないものとする。 ③建築物の高さは、周辺の低層住宅に配慮し、同等の高さとする。 ④地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や景観を阻害しないよう、高さ・配置等に配慮する。 ⑤建築物等の高さ・配置は、周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう配慮する。 ⑥海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観への眺望を阻害しないよう、高さ・配置等に配慮する。 ⑦建築物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行う。 ⑧地形を活かした建築物等の配置を行う。 ⑨太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないよう配置などを工夫する。
形態・意匠・色彩	①建築物の形態・意匠・色彩は、周辺との調和に配慮する。 ②建築物の屋根の形状は赤瓦勾配屋根が望ましい。 ③地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や景観を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮する。 ④周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮する。

	⑤丘陵地エリアの周辺においては、稜線や斜面地の傾斜になじませるよう、形態・意匠・色彩に配慮する。 ⑥建築物の外壁は周辺の集落景観に配慮し、落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）を基調とし、黒色の使用を避ける。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。 ⑦店舗等で賑わいを創出するため、デザインのアクセントとして壁面や軒裏に上記以外の高明度・高彩度の色彩を使用する場合は、壁面と同系色にするよう努め、周辺景観との調和に配慮するとともに、使用面積は各立面の表面積の5%以下にとどめる。 ⑧建築物の屋根等に用いる色彩は、高～中明度かつ中～低彩度とし、黒色の使用を避け、周辺の景観との調和に配慮する。 ⑨周辺の景観との調和に配慮し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材はできる限り避ける。 ⑩屋外設備は、配置の工夫や遮へい等、できる限り通りから目立たないようにする。	建築物の壁面で使用できる色彩の範囲  建築物の屋根等で使用できる色彩の範囲 
敷地内の緑化、屋敷囲い(垣・柵)等	①敷地内は出来る限り緑化に努めるものとする。 ②残されたフクギ等の屋敷林は出来るだけ保全するものとする。 ③垣又は柵を設ける場合は、生垣や石材等の自然素材を活用することが望ましい。ブロック塀等の人工物を屋敷囲いとする場合には、周辺に圧迫感を与えないよう、道路の地盤面からの高さを1.5m以下とするとともに、緑化や透過性の確保に努める。	
その他	①屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いない。 ②敷地内においては、常に整理整頓に努める。	

※但し、村長及び景観審議会等の第三者機関が、当該建築物の必要性を認め、かつ、島の良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める場合についてはこの限りではない。

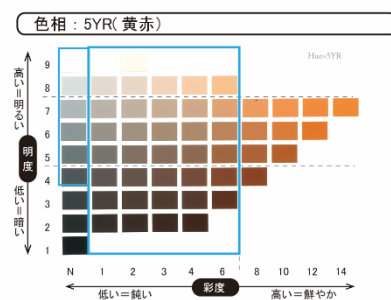
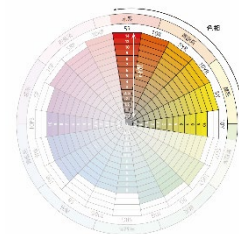
2) 自然景観保全地区

景観形成基準	
高さ・配置	①建築物の高さは、平屋かつ8m以下とし、緑の稜線を乱さないよう、高さ・配置に配慮する。 ②地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所

※色彩基準を示したカラーチャートは各色の面積が小さいため、実際の色彩よりも地味に見える場合があります。また、実際のマンセル値と図版等の色彩が異なる場合がありますのでご注意ください。

	の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や阻害しないよう、高さ・配置等に配慮する。 ③建築物等の高さ・配置は、周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう配慮する。 ④海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観への眺望を阻害しないよう、高さ・配置に配慮する。 ⑤建築物等が大規模となる場合は、自然景観との調和を図るため、分節化、分散配置等の工夫を行う。 ⑥地形を活かした建築物等の配置を行う。 ⑦太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないよう配置などを工夫する。
形態・意匠・色彩	①建築物の形態・意匠は、背景となる山並みや海岸線等、周辺との調和に配慮する。 ②建築物の屋根の形状は切妻、寄棟等の勾配屋根が望ましい。 ③地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮する。 ④周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮する。 ⑤丘陵地エリアの周辺においては、稜線や斜面地の傾斜になじませるよう、形態・意匠・色彩に配慮する。 ⑥建築物の外壁は周辺の自然景観に配慮し、自然素材に多い、R（赤）、YR（黄赤）、Y（黄）系の色相で、高～中～低明度かつ中～低彩度の色彩とし、黒色の使用を避ける。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。 ⑦建築物の屋根等は、自然素材に多い、R（赤）、YR（黄赤）、Y（黄）系の色相で、高～中～低明度かつ中～低彩度の色彩とし、黒色の使用を避け、周辺の景観との調和に配慮する。 ⑧周辺の景観との調和に配慮し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材はできる限り避ける。 ⑨屋外設備は、配置の工夫や遮へい等、できる限り通りから目立たないようにする。

建築物の外壁及び屋根等で使用できる色彩の範囲



緑地の保全、敷地内の緑化、屋敷囲い(垣・柵)等	①敷地内は出来る限り緑化に努めるとともに、緑化の際には周辺の自然植生に配慮しながら在来種の活用を行う。 ②敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩等の自然石の石垣若しくは生垣によるものとし、その高さは周辺に圧迫感を与えないよう道路の地盤面から1.5m以下とする。
その他	①屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いない。 ②敷地内においては、常に整理整頓に努める。

※森林法で「保安林」として位置づけられている区域については、原則として建築物の設置はできません。

※国立公園の「特別保護地区、第1種特別地域」に位置づけられている区域については、原則として建築物の新築等の開発行為を行うことはできません。

※但し、村長及び景観審議会等の第三者機関が、当該建築物の必要性を認め、かつ、島の良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める場合についてはこの限りではない。

3) 農地景観形成地区

景観形成基準	
高さ・配置	①建築物の高さは、原則として平屋かつ8m以下とする。但し、その設置目的等からやむを得ないと認められるものについては、この限りではない。 ②地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や景観を阻害しないよう、高さ・配置等に配慮する。 ③建築物等の高さ・配置は、周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう配慮する。 ④海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観への眺望を阻害しないよう、高さ・配置に配慮する。 ⑤建築物等が大規模となる場合は、周辺の農地景観との調和を図るため、分節化、分散配置等の工夫を行う。 ⑥太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないよう配置などを工夫する。
形態・意匠・色彩	①建築物の形態・意匠は、周辺との調和に配慮する。 ②地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気や景観を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮する。 ③周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮する。 ④丘陵地エリアの周辺においては、稜線や斜面地の傾斜になじませるよう、形態・意匠・色彩に配慮する。

	⑤建築物の外壁は周辺の自然景観に配慮し、自然素材に多い、R（赤）、YR（黄赤）、Y（黄）系の色相で、高～中～低明度かつ中～低彩度の色彩とし、黒色の使用を避ける。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものについてはこの限りではない。 ⑥建築物の屋根等に用いる色彩は、高～中～低明度かつ中～低彩度とし、黒色の使用を避け、周辺の景観との調和に配慮する。 ⑦周辺の景観との調和に配慮し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材はできる限り避ける。 ⑧屋外設備は、配置の工夫や遮へい等、できる限り通りから目立たないようにする。	建築物の屋根等で使用できる色彩の範囲
その他	①屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものをを用いない。 ②敷地内においては、常に整理整頓に努める。	

※但し、村長及び景観審議会等の第三者機関が、当該建築物の必要性を認め、かつ、島の良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める場合についてはこの限りではない。

4) 島の玄関景観形成地区

景観形成基準	
高さ・配置	①建築物の高さは、原則として平屋かつ8 m以下とし、周辺の景観と調和するよう配慮し、当該建築物の設置目的等を達成するために必要な最低限度の高さとする。 ②建築物等の高さ・配置は、周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう配慮する。 ③建築物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行う。 ④太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないように配置などを工夫する。
形態・意匠色彩	①建築物の屋根の形状は寄棟（4～6 寸勾配）とし、素材は琉球赤瓦とすることが望ましい。 ②周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮する。 ③建築物の外壁等に用いる色彩は、周辺の集落景観に配慮し、できるだけ落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）を基調とし、黒色の使用を避ける。但し、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや外壁の一部にアクセントとして用いる色彩、その設置目的等からやむを得ないと認められるものについては、この限りではない。

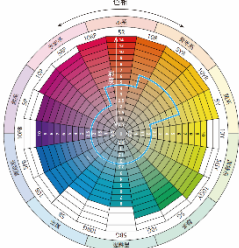
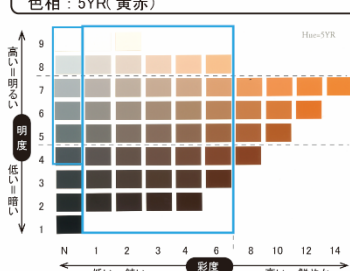
	④周辺の景観との調和に配慮し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材はできる限り避ける。 ⑤屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮へい等を行う。
垣・柵	①敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩等の自然石の石垣若しくは生垣によるものとし、その高さは施設の維持管理に支障のない範囲で、できる限り低く抑える。
その他	①屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いない。但し、その設置目的等からやむを得ないと認められるものについては、この限りではない。 ②敷地内においては、常に整理整頓に努める。

※但し、村長及び景観審議会等の第三者機関が、当該建築物の必要性を認め、かつ、島の良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める場合についてはこの限りではない。

5) 海域景観地区 ※自然公園法に準じる。(原則として建築物、工作物の新築等はできません。)

(2) 工作物

景観形成基準	
高さ・配置	①工作物の高さは 13m以下とする。但し、当該工作物の機能、目的において基準を超えた高さが必要な場合は、当該工作物の設置目的等を達成するために必要な最低限度の高さとする。 ②工作物の高さは地域の景観に配慮し、工作物を設置する周辺の建築物と同程度の高さに抑える。 ③工作物の高さ・配置は、周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう配慮する。 ④丘陵地エリアの周辺においては、稜線を乱さないよう、高さ・配置に配慮する。 ⑤海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観を阻害しないよう、高さ・配置に配慮する。 ⑥工作物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行う。 ⑦太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないよう配置などを工夫する。
形態・意匠・色彩	①地域を代表する文化資源や、昔ながらのむら並みが残る集落、地域の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮する。 ②周辺の主要な眺望点及び拝所からの眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮する。 ③丘陵地エリアの周辺においては、稜線を乱さないよう、形態・意匠・色彩に配慮する。 ④海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮する。

	⑤垣・柵を設ける場合は、できる限り生垣や石材等の自然素材を活用することが望ましい。また、ブロック塀等の人工物を設ける場合は緑化する等、周辺景観との調和に配慮する。 ⑥携帯電話基地局等の鉄塔類については、できる限り共同化に努めるとともに、背景になじむよう形態・意匠に配慮する。 ⑦周辺の景観との調和に配慮し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材の使用はできる限り避ける。 ⑧工作物に用いる色彩は、高～中～低明度かつ中～低彩度とし、黒色の使用を避け、周辺の景観との調和に配慮する。	工作物で使える色彩の範囲  色相：5YR(黄赤) 
緑化等	①大規模な工作物においては、敷地内緑化、壁面緑化等により圧迫感の軽減に努める。 ②敷地内に、地域にとって重要な動植物の生息環境や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態に残す。 ③屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いない。	

※但し、村長及び景観審議会等の第三者機関が、当該工作物の必要性を認め、かつ、島の良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める場合についてはこの限りではない。

(3) 開発行為

景観形成基準	
地形、擁壁・のり面	①できる限り行為前の地形を活かしたものとする。 ②擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう、分節化等の工夫を行う。 ③のり面については緑化を図り、擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努める。
緑化	①開発行為を行う区域内に、地域にとって重要な動植物の生息環境や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態に残す。 ②当該行為を行う地区において定められた建築物・工作物の景観形成基準に準じて緑化する。

※但し、村長及び景観審議会等の第三者機関が、当該開発行為の必要性を認め、かつ、島の良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める場合についてはこの限りではない。

※自然公園における法面緑化については、「自然公園における法面緑化指針（平成27年10月自然環境局）」をご参照ください。

(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

景観形成基準	
採取・採掘方法と変更後の措置	①採取や採掘の範囲・面積は、必要最小限にとどめる。 ②採取又は採掘後の跡地は、自然植生と調和した緑化等により修景する。
地形、擁壁・のり面	①できる限り行為前の地形を活かしたものとする。 ②擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう、分節化等の工夫を行う。 ③のり面については緑化を図り、擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努める。
緑化	①当該行為を行う区域内に、地域にとって重要な動植物の生息環境や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態で残す。 ②植栽を行う際には在来種の活用等、周辺の自然植生に配慮する。 ③墓園の建設等による土地の形質の変更後は、外周部を緑化、修景する。

※但し、村長及び景観審議会等の第三者機関が、当該土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の形質の変更等の必要性を認め、かつ、島の良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める場合についてはこの限りではない。

(5) 木竹の伐採

景観形成基準	
伐採方法と伐採後の措置	①伐採の範囲・面積は、必要最小限にとどめる。 ②伐採後は植林に努めるとともに、伐採跡地ができる限り目立たないよう、植栽等で遮へいする。 ③植林を行う際には在来種の活用等、周辺の自然植生に配慮する。

※但し、村長及び景観審議会等の第三者機関が、当該木竹の伐採の必要性を認め、かつ、島の良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める場合についてはこの限りではない。

(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

景観形成基準	
高さ・位置・遮へい	①積み上げにあたっては、できる限り周辺の建築物の高さより低く抑える(3.0m以下)。
堆積の方法	①堆積の高さはできる限り低くするとともに、常に整理整頓を心掛ける。

※但し、村長及び景観審議会等の第三者機関が、当該屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積の必要性を認め、かつ、島の良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める場合についてはこの限りではない。

(7) 特定照明

景観形成基準	
照明の方法	①最小限の照明にとどめ、光源が空、道路、海など目的物以外に拡散しないよう配慮する。 ②過度な明滅（めいめつ）を避ける。

※但し、村長及び景観審議会等の第三者機関が、当該特定照明の必要性を認め、かつ、島の良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める場合についてはこの限りではない。

※周辺の住環境や交通環境、生態系等に対する光害対策については、「平成 29 年度光害対策ガイドライン改訂についての検討業務」（平成 30 年 3 月、一般社団法人日本照明委員会）、「光害対策ガイドライン（平成 18 年 12 月改訂版 環境省）等をご参照ください。

第4章 景観づくりのためのその他の方針

1. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

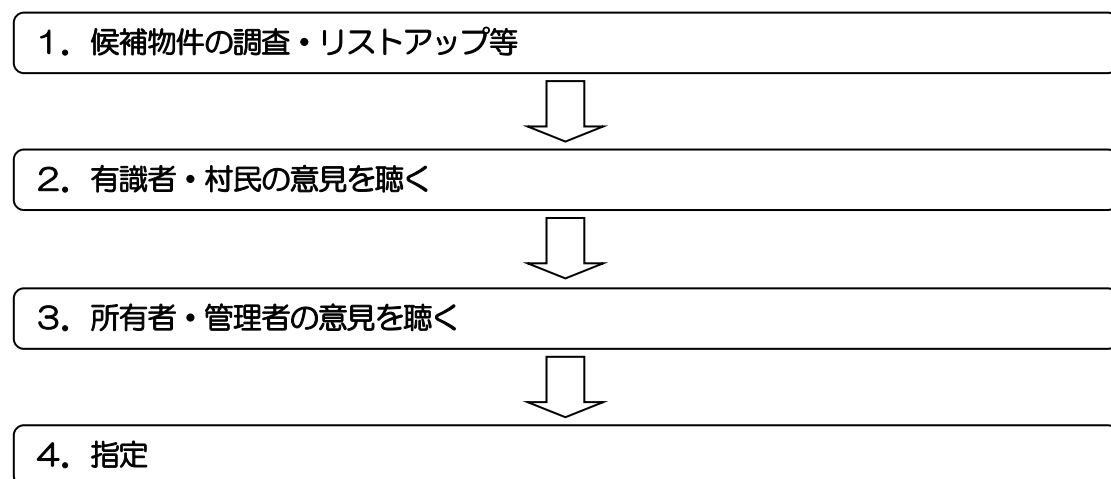
「景観重要建造物」や「景観重要樹木」は、地域の良好な景観形成を図る上で、重要な要素となる建造物や樹木を指定し、その保全と適切な維持管理を図るものです。

本村においては、道路等の公共空間から誰もが容易に見ることができ、以下の方針のいずれかに該当する建造物や樹木について、今後、候補物件の調査・リストアップを行い、所有者や管理者との協議を行った上で「景観重要建造物」又は「景観重要樹木」として指定します。

なお、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物に指定、又は仮指定されたものについては対象外とします。

以下に景観重要建造物又は景観重要樹木の指定までのフロー図及び指定の方針を示します。

図－指定までのフロー図



表－景観重要建造物・樹木の指定の方針

	指定の要件
景観重要建造物	・地域の伝統的な様式を継承している、又は優れたデザイン・技術が使われており、村民に親しまれ、地域のシンボルとなっているもの ・道路、公園等の公共の場所から容易に眺めることができるもの ・所有者又は管理者が維持管理を行うことができるもの
景観重要樹木	・樹齢、樹容等からみて景観上優れており、村民に親しまれ、地域のシンボルとなっているもの ・道路、公園等の公共の場所から容易に眺めることができるもの ・所有者又は管理者が維持管理を行うことができるもの

2. 景観重要公共施設の指定の方針

公共施設は、森林や農地、集落や広告物等とともに、地域の景観を形成する主要な要素の一つであり、地域の良い景観形成をすすめていく上で先導的な役割を担っています。

このため、景観法では、景観計画区域内で地域の景観のシンボルとして親しまれている道路やランドマークとなっている公共施設等、良い景観形成を図る上で特に重要な公共施設については「景観重要公共施設」に指定し、整備の基準を定めることができるとされています。

本村においては、以下の事項に該当する公共施設について、今後、施設管理者との協議を行い、景観重要公共施設の指定に取り組みます。

- 大規模かつ重要な公共施設で、施設そのものが景観に大きな影響を与えるもの
- 本村の景観の骨格となる軸や拠点の周辺に位置する施設
- 景観資源の周辺にあり、景観形成を一体的に推進する必要がある施設
- 村民や事業者等が積極的に景観形成に取り組んでいる地域に位置する施設
- 当該公共施設を整備することにより、周辺と一体的な景観形成の取り組みが期待できる施設
- 良好な自然景観の保全、新たな景観の創出を重点的に図る必要がある地域に位置する施設

表一 景観重要公共施設の指定候補

種 類	名 称
道 路	県道 186 号渡嘉敷港線
河 川	渡嘉敷川（二級河川）
海岸保全区域	（港湾局所管）渡嘉敷港
港 湾	渡嘉敷港
漁 港	阿波連漁港
公園事業に係る施設	（園地）渡嘉志久、照山、阿波連海岸、阿波連岬 （博物展示施設）渡嘉敷 （歩道）阿波連－渡嘉志久線、見花原－大見座線

<参考資料>対象となる公共施設（景観法第8条第2項第5号）

- | | |
|--|-----------------------|
| ①道路法による道路 | ②河川法による河川 |
| ③都市公園法による都市公園 | ④海岸法に規定する海岸保全区域等に係る海岸 |
| ⑤港湾法による港湾 | |
| ⑥漁業漁場整備法による漁港 | |
| ⑦自然公園法による公園事業に係る施設 | |
| ⑧その他政令で定める公共施設（土地改良施設、下水道、森林法による保安施設事業に係る施設、市民緑地、特定都市河川浸水被害対策法による雨水貯留浸透施設、砂防設備、地すべり防止施設及びばた山崩壊防止施設、急傾斜地崩壊防止施設 等） | |

3. 屋外広告物の表示等に関する事項

屋外広告物は、景観を構成する重要な要素の一つであり、情報の提供、地域の活気の創出といった効果がある一方、無秩序な設置により良好な景観を阻害する要素も持ち合わせています。

沖縄県では屋外広告物法に基づき「沖縄県屋外広告物条例」を制定し、屋外広告物の適切な誘導等に関するルールを定めています。このため、屋外広告物の表示等においては「沖縄県屋外広告物条例」による地域の良好な景観形成の誘導を図ります。

今後、本村の良好な景観形成を推進する上で必要がある場合は、本計画における屋外広告物に関する本村独自のルールづくりに向けて検討を行います。

4. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

「景観農業振興地域整備計画」は、農業振興地域内で地域特性を踏まえた良好な農業景観づくりを推進するものです。

本村の地域特性を活かした農地景観を保全、育成するために景観農業振興地域整備計画の策定の必要が生じた場合は、本計画の方針等を踏まえて策定することとします。

5. 自然公園法の許可の基準に関する事項

本村は、隣接する渡嘉敷村や海域も含めたエリアが慶良間諸島国立公園（特別地域、普通地域、海域公園地区）に指定されています。特別地域においては、自然公園法に基づき、建築物・工作物、木竹の伐採、土石の採取、広告物等について、高さや色彩等に関する制限が設けられています。

本計画では建築物や工作物の形態や色彩、屋外における土石その他指定する物の集積、又は貯蔵について自然公園法の許可基準（第2種特別地域・第3種特別地域）より厳しい景観形成基準等を設定し、環境省（慶良間自然保護官事務所）と連携・協力しながら、貴重な自然景観の保全等に取り組みます。

第5章 計画の実現化に向けた仕組み

1. 計画の実現化に向けた仕組みづくりの基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

景観むらづくりは、行政だけの努力で実現するものではなく、村民、事業者、行政がめざすべき姿を共有し、それぞれの役割分担のもと連携・協働して取り組む必要があります。

また、景観は長い時間の中での取り組みを積み重ねていくことにより、その地域固有の景観が形成されるものです。そのため、個々の主体が役割を認識し、協働による景観むらづくりに向けた各種活動を継続的に取り組む必要があります。

(2) 主体別の役割

景観法にも示されているように、景観むらづくりをすすめるためには、「村民」、「事業者」、「行政」がそれぞれの責務と役割を担っていく必要があります。このため、本村では景観法の理念を踏まえ、主体別の役割を以下の通りとします。

1) 村民の役割

- ①村民は、身近にある大切な風景に気づく等、“地域”や“地域の景観”に関心を持ち、生活環境に対する意識を高めることとします。
- ②村民は、景観むらづくりの主体として、積極的に良好な景観の保全・育成に努めることとします。
- ③村民は、積極的に美化活動や緑化活動に取り組む等、身近な地域の景観形成に努めることとします。
- ④村民は、行政が行う景観形成に関する施策に協力することとします。

2) 事業者の役割

- ①事業者は、地域住民との信頼関係を深め、積極的に地域活動に参加及び協力を行う等、村民及び行政との連携を図ることとします。
- ②事業者は、店舗・事業所周辺の美化に努めるとともに、地域の一員として、積極的に地域活動への参加、支援を行います。
- ③事業者は、事業活動において、良好な景観保全に支障を及ぼさないように努めることとします。

3) 行政の役割

- ①行政は、良好な景観を保全・形成するために必要な施策を講じ、これを実施することとします。
- ②行政は、村民及び事業者との協働の景観むらづくりを推進するための体制を整え、村民及び事業者に対する指導、助言、啓発、その他必要な支援を行うこととします。
- ③行政は、景観形成に関する事業や計画の推進にあたっては、村民や事業者等の意見を

十分に組み入れることとします。

- ④行政は、他の行政機関と連携及び協力し、良好な景観の保全及び育成に取り組むこととします。

2. 法に基づく取り組みの推進

法に基づく取り組みの基本となるのは、景観法の活用です。景観法に基づく景観計画の普及・啓発に努めながら、各種取り組みをすすめます。

一方で、景観づくりをすすめていくためには、景観法の枠組みだけでは限界があることから、関連する既存法制度と連携した取り組みをすすめます。

(1) 景観法に基づく取り組み

景観計画に基づく届出行為、行為の制限の適切な運用を行うとともに、景観重要建造物等の洗い出しと指定に向けた取り組みをすすめます。

また、各主体の連携、協働による景観づくりをすすめるため、必要に応じて「景観協議会」の設置や「景観協定」等を活用します。

一方、本村の良好な景観形成を図るため、より強力な景観の規制・誘導に向け、「準景観地区」の指定に取り組みます。

1) 景観協議会の設置検討

景観協議会は良好な景観形成に関する協議を行うため、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者等で組織するもので、必要に応じ関係行政機関や公益事業を営む者、住民、その他良好な景観形成を行う者を景観協議会に加えることができます。

本村においては、今後、景観形成に向けた各主体の取り組み状況等をみながら、必要に応じて設置を検討します。

2) 景観協定の普及

景観協定は、景観計画区域内の土地において良好な景観形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観形成に関する協定を締結できる制度です。

村民との連携、協働による景観むらづくりをすすめていくためにも景観協定制度の普及に努めます。

3) 準景観地区の指定

準景観地区は、より積極的に規制・誘導を行うことで、良好な景観形成をより強力に担保する制度です。

本村においては、それぞれの地域特性に応じた望ましい姿を実現するため、準景観地区の指定が必要な地域について、村民の意向を十分に踏まえながら関連法制度の活用も考慮しすすめていきます。

（２）その他の関連法制度との連携・活用

景観に関する法制度として自然公園法をはじめ、文化財保護法、農業振興地域の整備に関する法律等があります。本村では、これらの関連法制度との十分な調整、連携を行い、良好な景観形成に向けた総合的な取り組みをすすめます。

１）自然公園法

本村は隣接する座間味村及び周辺海域が慶良間諸島国立公園に指定されていることから、自然公園法と連動した自然景観の保全に取り組みます。

２）屋外広告物法（沖縄県屋外広告物条例）

沖縄県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の規制・誘導をすすめるとともに、今後の設置状況等も踏まえて、必要に応じて村独自のルールづくりについて検討を行うこととします。

３）文化財保護法

本村の歴史・文化的な景観資源については、今後とも文化財保護法に基づく指定に取り組む等、文化的資源の保全・活用を図ります。

４）その他の関連法制度との調整、連携

その他、建築基準法や海岸法、河川法、農地法等の関連法に基づく各種施策等について、良好な景観づくりの視点から調整、連携を行うことにより、総合的な景観の形成をすすめます。

３．自主的な取り組み

景観むらづくりをすすめていくためには、自然公園法をはじめとした関連法制度を活用した取り組みとともに、村の自主的な取り組みが重要となります。自主的な取り組みとしては、村民等との協働による景観づくりをすすめるための普及・啓発の推進や表彰制度等の創設とともに、各主体の連携、協働を図るための体制構築が必要です。

（１）村民等による景観むらづくり活動の促進に向けた取り組み

１）景観計画の普及・啓発及び景観に関する各種情報の提供

景観計画に対する村民等の理解を深めるとともに、村民等の主体的な取り組みの促進を図るため、景観計画の概要版の配布や村ホームページへの掲載、その他景観に関する各種情報の提供等を行います。

２）専門家の派遣、表彰制度等の支援制度の創設

村民等の主体的な取り組みを支援するため、専門家の派遣、表彰制度等の支援制度を創設します。

3) 渡嘉敷村美ら島づくり条例の推進

本村の快適な生活環境を確保し、国立公園にふさわしい美しいむらづくりを推進するため、行政、事業者等及び村民等が協力して村内の環境美化の促進を図ります。

(2) 景観づくりの推進体制の構築

本計画の効果的かつ円滑な運用を図るため、景観計画・景観条例に基づく届出の前に行う相談制度・事前協議の創設に取り組むとともに、第三者機関としての渡嘉敷村景観審議会の創設、庁内の体制構築、国や県との連携・協力体制の強化を行います。

1) 相談・事前協議制度の設置

地域の景観と調和した建築・開発行為等を促すため、事業者が行為を行うにあたり専門家等へ相談できる制度（景観アドバイザー制度）の創設や、届出対象行為について事業者と事前に協議できる制度の創設を検討します。

2) 渡嘉敷村景観審議会の創設

本村の自然環境の保持と良好な景観の維持、良好な集落景観の形成を主眼においた村土の有効利用を図るとともに、本計画に基づき渡嘉敷村の良好な景観むらづくりを推進するため、第三者機関として渡嘉敷村景観審議会を創設します。渡嘉敷村景観審議会として、概ね以下のような役割を担うこととします。

○届出行為の基準への適合、準景観地区の指定等についての審議

○景観重要建造物等の指定、その他景観に関する基本的な事項又は重要な事項についての審議

3) 庁内連絡協議会の設置

景観計画に基づく総合的、横断的な取り組みを推進するため、関係部局間の計画、施策等を踏まえた調整や整合性確保等を行う組織を設置します。

4) 国・県との連携・協力体制の強化

国や県関係部局（環境省・沖縄奄美自然環境事務所、県都市計画・モノレール課、県文化課、県自然保護課等）との連携・協力体制の強化を図ります。

4. 地域防災計画との連携

津波避難所の整備の際には、関係機関との調整のもと、渡嘉敷村地域防災計画及び本計画における「景観形成基準」に則り、当該建築物等の設置目的を達成するために必要な最低限の高さを確保することとします。

5. 計画の見直し

本計画の計画期間は概ね10年間とし、5年を目途に見直しを行います。

しかしながら、社会経済情勢の変化等に迅速に対応する必要があることから、渡嘉敷村総合計画等の上位・関連計画との整合性を図るとともに、準景観地区への移行の際には、途中で必要な変更等を行うこととし、実状に即した計画内容の見直しを行います。